

令和7年10月19日執行

八雲町長選挙及び八雲町議会議員選挙

**選挙運動のために使用する
選挙運動用自動車について**

選挙運動用自動車について

選挙運動用自動車は、公職選挙法の定めるところにより、使用できる自動車が決まられていますので、確認のため、以下のとおり「自動車検査証の写し」を提出してください。

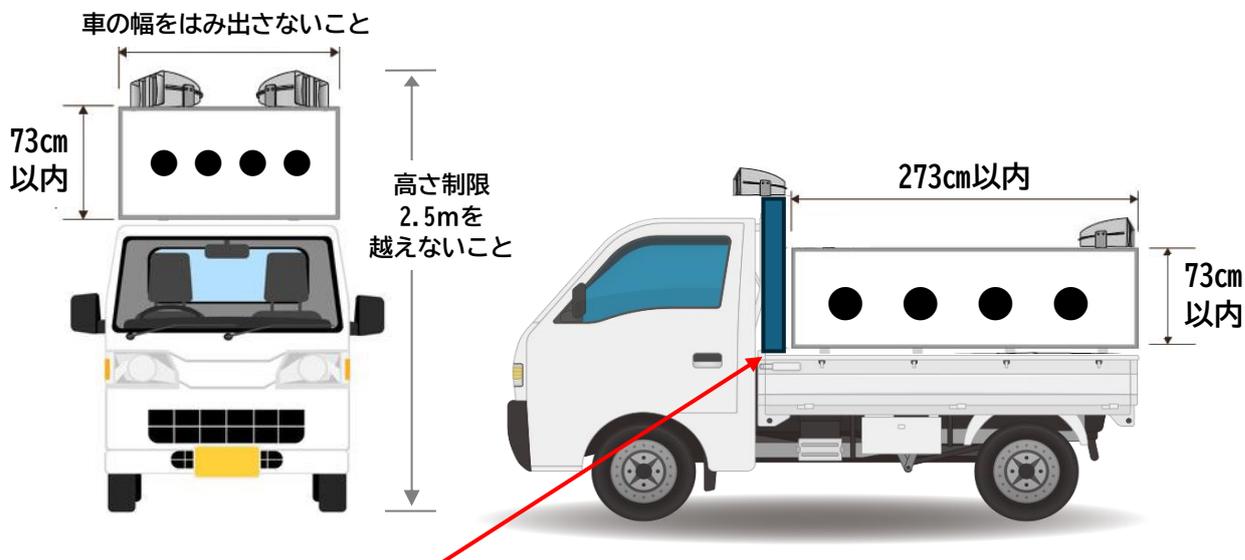
- 1 提出日 令和7年10月9日（木） 午前9時～午後5時
立候補届出事前審査の際、「自動車検査証の写し」を提出してください。また、併せて四輪駆動式の自動車であるか否かを確認願います。

- 2 その他
 - (1) 使用できる数
1台
 - (2) 使用できる自動車
 - ・乗車定員10人以下の乗用自動車
 - ・乗車定員4人以上10人以下の小型自動車
 - ・四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの
 - ・小型貨物自動車、軽貨物自動車
 - (3) 乗車人員
 - ・候補者+運転手1人+運動員4人以内※ただし、道路交通法による乗車定員を超えることはできません。
 - ・乗車する運動員には、選管が交付する乗車用腕章を着けること
 - ・使用する自動車には、選管が交付する表示板を付けること
 - (4) 取付けできるもの
 - ・ポスター、立札、看板 縦273cm×横73cm以内
 - ・ちょうちん 高さ85cm、直径45cm以内のもの1個
 - ・車幅は超えないこと
 - ・取り付け後の全体の高さは3.8m（軽自動車は2.5m）を越えないこと

※看板規格の図を参考にしてください。

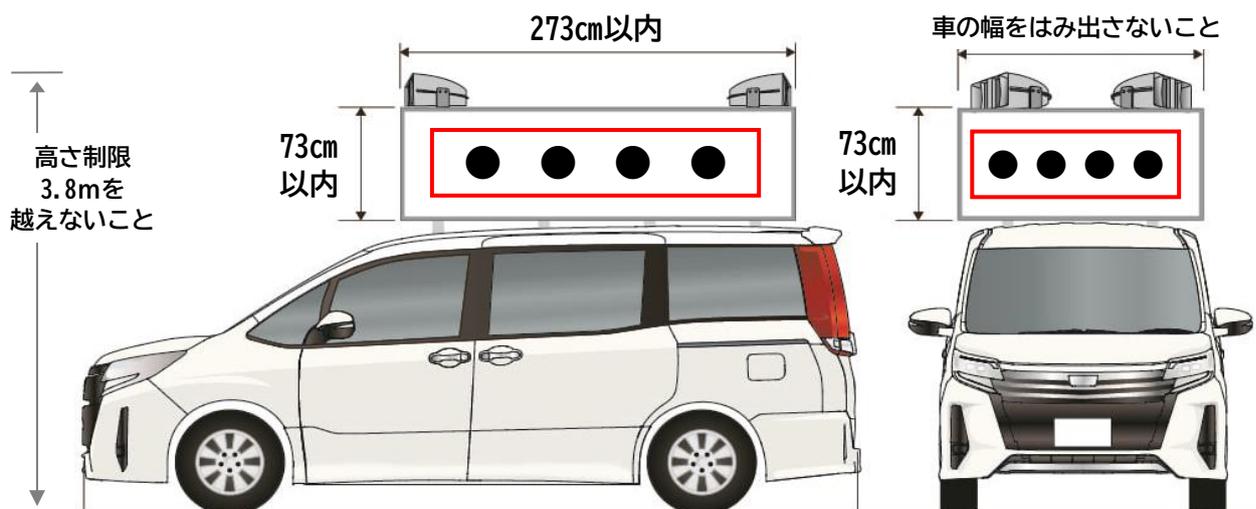
看板規格の図

【公職選挙法第143条 選挙運動用自動車に掲示できる文書図画の規格】



Q 1 看板を支えるための部材も規格内に含まれるか

A 外枠と同様の高さであったり、色・素材などが同一である場合は「一体」としてみなされる場合がありますが、上記のように、看板を支えるものであることが明確な目的である場合や車両の一部としてみなされる場合には、規格内に含まれないと考えられます。
最終的な判断は、実際に見てからの判断となります。



Q 1 外枠の中に、内枠を設けて看板を設置した場合、どちらの枠が273cm以内であれば良いのか。

A 外枠が規格内の看板として一つのものとなり、外枠で273cm×73cm以内でなければならない。